

証券市場を取り巻く環境の変化を踏まえた上場制度の見直し等に伴う
関連諸規則の一部改正等について

改正内容

1 望ましい企業行動実現のためのルール整備

(1) 企業行動に関する規範の制定

- ・市場開設者として上場会社に適切な対応を求める事項を「企業行動に関する規範」として上場規則上に制定する。
- ・当該規範は、従来の上場会社への要請事項及び規範的要素を含む上場規則等を集約するとともに新たな事項を加え、以下のとおりとする。

a 総則

- ・上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとする。

b 株式等

(a) 投資単位の引下げ（現行，適時開示等規則に規定）

- ・上場内国会社は投資単位が50万円未満となるよう、株式分割等による投資単位の引下げに努めるものとする。

(b) 株式分割等の実施（現行，適時開示等規則に規定）

- ・上場会社は株式分割等を実施する場合は、流通市場に影響をもたらすことのないよう努めるものとする。

(c) 投資単位の引上げの実施（新設）

- ・上場会社は単元株式数の増加等を実施する場合は、株主の権利を損なわないよう努めるものとする。

(d) M S C B等の発行（新設）

- ・上場会社はM S C B等を発行する場合は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮するものとし、M S C B等を買受けようとする者によるM S C B等の転換又は行使を制限するよう必要な措置を講じるものとする。

c 機関等

(a) 書面による議決権行使等（新設）

- ・上場内国会社は株主総会を招集する場合には、株主が書面による議決権行使ができる旨を定めなければならない。

(b) 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備（新設）

- ・上場外国会社は株主総会を招集する場合には、指図書及び参考書類を、株主総会2週間前に、外国株券等実質株主に送付しなければならない。

(c) 議決権行使を容易にするための環境整備（現行，要請事項）

- ・上場内国会社は、定時株主総会開催日の分散化や株主総会招集通知の早期発送等に努めるものとする。

(d) 上場内国会社の機関の設置（新設）

- ・上場内国会社は、取締役会、監査役会（又は委員会）及び会計監査人を置くものとする。

(e) 公認会計士等の選任（新設）

- ・上場内国会社は、会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査を行なう公認会計士等として選任するよう努めるものとする。

(f) 業務の適正を確保するために必要な体制整備（新設）

- ・上場内国会社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備を決定するものとする。

d その他

(a) 買収防衛策の導入（現行，適時開示等規則に規定）

- ・上場会社は買収防衛策を導入する場合は、開示の十分性，透明性，流通市場への影響及び株主の権利を尊重するものとする。

(b) 内部者取引の未然防止体制に向けた体制整備（現行，要請事項）

- ・上場会社は、内部者取引を未然防止するために必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

(c) 反社会的勢力排除に向けた体制整備（新設）

- ・上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制整備及び役員等への研修活動実施に努めるものとする。

(d) 株式の非公開化の実施（新設）

- ・上場会社は上場後短期間での非公開化を行なわないよう努めるものとし、非公開化を実施する場合は、株主の権利を損なわないよう努めるものとする。

e 公表等

(a) 勧告

- ・ a , b (a)及び(d) , c (a) , (b)及び(d)から(f)まで並びに d (b)及び(c)に掲げる事項に違反していると当社が認める場合であって、当社が必要と認めるときは、当該上場会社に対して勧告することができるものとする。

(b) 公表

- ・前(a)の勧告に沿った対応が行われないうとき等又は a , b (b)及び(c)並びに d (a)及び(d)に掲げる事項に違反していると当社が認めるときは、その旨を公表できるものとする。

(2) 上場審査（実質審査）の項目の明確化

- ・企業行動規範の整備に伴い、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性に関する観点を新たに独立した審査項目とする。

(3) 不受理規定の実効性確保のための見直し（子会社上場関連）

- ・子会社上場の上場申請に際して、新規上場申請者の親会社に以下の a 及び b について確約した書面の提出を求める。
 - a 申請会社に不受理規定に該当するような企業再編を行なう計画及び検討している事実がないこと
 - b 当社が必要と認める場合、資本政策やグループ戦略に関する資料の提出及び質問等に応じること

(4) ヘラクレスにおける反社会的勢力排除に向けた取組み

- ・ヘラクレス上場会社に「反社会的勢力排除に向けた体制整備」についてコーポレート・ガバナンス報告書上で開示を求める。

2 問題企業・行動への対応

(1) 会社情報に係る照会事項の報告・開示制度の充実

- ・当社が行う会社情報に係る照会事項（有価証券報告書等への虚偽記載や反社会的勢力の介入など金融商品市場の信頼を揺るがすような企業不祥事に係るもの等を含む。）について、第三者による当該照会事項に係る経緯及び原因究明並びに改善措置の必要性が高いと認めた場合、上場有価証券の発行者に対して、外部有識者で構成される調査委員会の設置を求めることができる。この場合において、調査委員会の委員構成について、当社が適当でないとき、当該委員構成の変更を求めることができるものとする。
 - ・上場有価証券の発行者は、当社が当該調査委員会に対して事情説明を求める場合には、これに協力するものとする。
 - ・上場有価証券の発行者は、当該調査委員会より経緯、原因及び改善措置を記載した報告書の提出を受けた場合、速やかに当該報告書の提出を行うものとする。当該報告書には、上場有価証券の発行者の当該報告書に対する見解を記載した書面を添付するものとする。
 - ・当該報告書に記載された事実について開示することが必要かつ適当と当社が認めるものについては、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。
- (2) テクニカル上場時の改善報告書の引継ぎ制度の整備
- ・改善報告書を課された上場会社が株式移転等により企業再編を行なう場合に、以下のa及びbのとおり、改善報告書徴求の事実を引き継ぐ旨を規則上明らかにする。
 - a 当社が改善報告書の提出を求めている上場会社を企業再編し、再上場することとなる会社に当該改善報告書及び当該改善報告書に係る改善状況報告書の提出を求めることができる。
 - b 原則として、過去5年以内に改善報告書を提出している上場会社を企業再編し、再上場した上場会社を当該改善報告書提出会社とみなし、改善報告書に係る上場廃止基準を適用する。
- (3) 改善報告書2回提出銘柄の注意喚起のための対応
- ・改善報告書を過去5年以内に2回提出した時点で改善報告書2回提出銘柄であることを明示的に公表する。
- (4) 不適当な合併等の要件の追加等
- ・不適当な合併等の要件に次に掲げる事項を追加する。
 - a 上場会社が非上場会社を子会社化した場合（非上場会社の総資産額及び売上高が上場会社の総資産額及び売上高未満である場合等を除く。）
 - b 上場会社の親会社又はその他の主要株主のうち当該上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合
 - c 上場会社が非上場会社により子会社化された場合
 - ・「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、原則として、「企業再編を行った日の属する事業年度の末日から起算して1年以内」の役員構成等の状況も勘案するよう見直す。

3 流動性基準の見直し

- (1) ヘラクレスの公開株式数に係る上場審査基準の見直し

- ・ヘラクレスの公開株式数に係る上場審査基準を現行の 500 単位以上から上場株式数の 10% (最低 1,000 単位) 以上に底上げする。

(2) 市場第一部・第二部の流動性基準の見直し

a 株主数基準の見直し

- ・株主数の定義を 1 単位の株式数以上の株式を所有する株主の数とし、上場株式数に応じて逡増する体系となっていた株主数の上場基準について見直し、以下のとおり一律の水準を求める。指定替えについては、猶予期間 (1 年間) を設ける。
 - (a) 一部指定：2,200 人以上となる見込みのあること
 - (b) 指定替え：2,000 人未満となった場合

b 浮動株式基準の導入

- ・浮動株式の定義を、上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式、上場株式数の 10% 以上を所有する株主が所有する株式 (明らかに固定的所有でないこと認められる株式を除く。) 及び役員以外の特別利害関係者の所有する株式 (新規上場及び一部指定の場合に限る。) を除いた株式とし、以下の (a) から (c) までの浮動株式関連の上場基準を導入する。
- ・これに併せて、ヘラクレスの浮動株式の定義も市場第一部・第二部と同様に見直す。

(a) 浮動株式数

- ・浮動株式数について、以下のとおり求める。上場廃止及び指定替えについては、猶予期間 (1 年間) を設ける。
 - イ 上場審査：2,000 単位以上となる見込みのあること
 - ロ 上場廃止：1,000 単位未満となった場合
 - ハ 一部指定：20,000 単位以上となる見込みのあること
 - ニ 指定替え：10,000 単位未満となった場合

(b) 浮動株式比率 (少数特定者持株比率基準の見直し関係)

- ・現行の少数特定者持株比率基準を見直し、浮動株式比率 (上場株式数に対する浮動株式数の割合) について以下のとおり求める。上場廃止に係る猶予期間は設けない。
 - イ 上場審査：25% 以上となる見込みのあること
 - ロ 上場廃止：5% 未満となった場合
 - ハ 一部指定：35% 以上となる見込みのあること

(c) 浮動株時価総額

- ・浮動株時価総額について、以下のとおり求める。上場廃止及び指定替えについては、猶予期間 (1 年間) を設ける。
 - イ 上場審査：5 億円以上となる見込みのあること
 - ロ 上場廃止：2 億 5 千万円未満となった場合
 - ハ 一部指定：20 億円以上となる見込みのあること
 - ニ 指定替え：10 億円未満となった場合

c その他

- ・外国株及び優先株についても a 及び b の見直し等を踏まえた所要の見直しを行なう。

(3) E T F の流動性に係る基準の見直し

- ・ 株価指数連動型投資信託受益証券及び特定指標連動型投資信託受益証券（E T F）の上場審査基準における上場口数及び受益者数並びに上場廃止基準における上場口数、受益者数及び売買高の基準を廃止する。

4 法制度等の状況変化に即した対応

(1) 三角組織再編に伴うテクニカル上場制度の整備

- ・ 合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行に伴い、三角組織再編（外国会社を含む。）におけるテクニカル上場の審査手続を整備する。

a 適用範囲

- ・ 上場会社を消滅会社とする合併等を行う際に、存続会社等となる会社の親会社が発行する株券を交付する場合（当該親会社が外国会社であるときは、当該外国会社の本国における諸制度の整備・運営状況等に照らして、当該外国会社の株券の円滑な流通・決済が確保される見込みのある場合に限る。）についても、現行のテクニカル上場に係る株券上場審査基準等を適用する。

b 不適当な合併等に係る対応

- ・ 三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織再編により消滅会社等となる上場会社が実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、不適当な合併等に関する猶予期間における企業の継続性及び収益性等に関する見込み並びに当該期間内に株券上場審査基準に準じた基準に適合するよう努める旨について記載した書面を提出するものとする（テクニカル上場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合を除く。）

(2) 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準の見直し

- ・ 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準の要件について、従来のものに以下の a 及び b を加える。

a 上場株券について株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の選解任その他重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

b 上場株券より議決権の多い株式の発行

(3) 有価証券報告書等の提出遅延への対応

- ・ 有価証券報告書等が、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法的期限までに行なっている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱う。
- ・ 有価証券報告書等を法定期限経過後 1 か月以内に内閣総理大臣等に提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由による場合は、当該期間を 3 か月延長する。

施行日

平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

(注 1) 企業行動規範のうち上場内国会社の機関の設置及び業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る規定（ 1 (1) c (d)及び(f)関係）の適用は、施行日から 1 年経過した日以後に最初に到

来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用する。

(注2) ヘラクレスの公開株式数に係る上場審査基準の規定(3(1)関係)は、施行日から6か月経過した日以後に上場申請を行う者から適用する。

(注3) 市場第一部・第二部の流動性基準の見直しのうち、株主数、浮動株式数、浮動株式比率、浮動株時価総額に係る指定替え基準及び上場廃止基準の規定(3(2) a(b) ,同 b(a)口及び二並びに(b)口並びに(c)口及び二関係)は、施行日以後に到来する上場会社の事業年度の末日の審査から適用する。

(注4) 施行の日の前日において、株主数の指定替え基準に係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、その株主数が2,000人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の株主数の指定替え基準(3(2) a(b)関係)に係る猶予期間に入ったものとみなす。

以 上